

茨城県女性リーダー登用先進企業表彰実施要項

(目的)

第1条 この表彰は、管理職や役員（以下「管理職等」という。）への女性の登用に積極的に取り組み、顕著な成果があった企業（個人及び団体を含む。以下「企業等」という。）を表彰し、先進事例として広く周知することにより、企業等における女性の登用への取組意欲を高め、具体的な取組を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 役員

会社法上の役員（取締役、会計参与及び監査役）、並びに職務内容及び責任の程度が「役員」に相当する者をいう。

(2) 管理職

「課長級」及び「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある者をいう。

(3) 課長級

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む）のもの長。

イ 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、1番下の職階ではないこと）。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、茨城県内に本社又は主たる事業所を有する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員企業等のうち、次の各号に掲げる要件を満たし、第1条の目的に照らして表彰することが適当と認められる者とする。

(1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、茨城労働局への届出及び外部への公表を行い、また、同法第20条第1項の規定に基づく、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること。（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く）

(2) 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること。

(3) 推薦時点における管理職に占める女性労働者の割合が、別に定める産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度において、当該割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること。

(4) 直近の3事業年度において女性労働者の採用実績があること。

(5) 直近の3事業年度から推薦時点において営業停止処分以上の行政処分を受けたことがなく、また、重大な法令違反など表彰することが不相当であると認められる事由がないこと。

(表彰の区分及び基準)

第4条 表彰の区分及び区分ごとの選考基準は次によるものとする。

(1) 特別優良賞

前条第2号の取組及び同条第3号の登用実績が特に優れていると認められる企業

(2) 優良賞

前条第2号の取組及び同条第3号の登用実績が優れていると認められる企業

(3) 奨励賞

優良賞に選出されなかったが、前条第2号の取組及び同条第3号の登用実績があり、今後の取組等が期待される企業

(被表彰候補者の推薦)

第5条 被表彰候補者の推薦は自薦又は他薦とし、推薦の手続きについては別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の選考のため、茨城県女性リーダー登用先進企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。なお、選考委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 選考委員会は、推薦された候補者について、第4条の基準を踏まえ審査し、特別優良賞及び優良賞の被表彰候補者を知事に内申する。また、奨励賞の被表彰候補者を産業戦略部長に内申する。

3 選考委員会は、必要に応じて、有識者に意見を求めることができる。

4 知事は、選考委員会の内申に基づき、特別優良賞及び優良賞の被表彰者を決定する。

5 産業戦略部長は、選考委員会の内申に基づき、奨励賞の被表彰者を決定する。

(表彰)

第7条 特別優良賞及び優良賞の表彰は年1回、表彰状及び副賞を授与して行う。

(被表彰者の公表)

第8条 被表彰者の名称及び表彰の理由となる取組内容・成果等は、県のホームページ等で公表する。

第9条 この要項に定めるもののほか、この表彰に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年9月3日から施行する。

この要項は、令和4年6月16日から施行する。

この要項は、令和5年6月14日から施行する。